HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	世界遺産登録は地域に何をもたらすのか ： 雲南省麗江の経験
Author(s)	張, 天新; 山村, 高淑
Description	北海道大学観光創造フォーラム「ネオツーリズムの創造に向けて」. 平成20年2月29日～平成20年3月3日. 札幌市. 「ヘリテージツーリズム」セッション『ヘリテージツーリズムをめぐる新視点～日中双方の視点から：建築遺産から無形文化遺産まで』. モデレータ：山村高淑. 平成20年3月2日.
Relation	北海道大学観光創造フォーラム「ネオツーリズムの創造に向けて」報告要旨集
Issue Date	2008-03-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39096
Type	conference paper
File Information	02-zhang_yamamura.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

世界遺産登録は地域に何をもたらすのか～雲南省麗江の経験

A World Heritage Designation and Its Impact: A Case of the Old Town of Lijiang, Yunnan, China

張 天新[*1] ・ 山村 高淑[*2]
ZHANG Tianxin・YAMAMURA Takayoshi

キーワード：世界遺産、麗江、保護民居、住民構成

1. 麗江旧市街地の保護の枠組みと世界遺産登録

1.1 歴史文化名城としての麗江

中国における歴史的市街地保全は「歴史文化名城保護制度」に基づき行われている。この制度は「中華人民共和国文物保護法（文物保護法）」(1982/2002 改正)と「中華人民共和国城市規劃法（都市計画法）」(1989)により法的位置付けがなされているものである。

文物保護法では、重大な歴史価値を有する都市を国務院の承認の下、歴史文化名城として指定できることを規定しており（第 2 章第 8 条）、麗江は 1986 年に歴史文化名城として指定された。また都市計画法では歴史文化名城における保護地区と建設規制地区の設定、保護計画並びに保護措置の制定を「総体計画（マスタープラン）」の主要内容とすること、更にその具体的規制手段として詳細計画を策定することを規定している。

こうした経緯を受け、1994 年には「雲南省麗江歴史文化名城保護管理条例」が雲南省の地方法規として成立、地方行政における法的根拠が明確にされた。また 1995 年には「麗江城市総体規劃修編（麗江県レベルのマスタープラン）」が策定され、同年その専門計画のひとつとして「麗江歴史文化名城保護規劃（麗江歴史文化名城保護計画）」が雲南省政府に批准されている。こうした計画・条例によって、保護地区の指定や歴史文化資源の位置づけ、保護方針等、旧市街地保護の原則的な方針が示された。

1.2 世界遺産登録に向けた準備

こうした中、1994 年 11 月、麗江で開催された「雲南省西北部観光計画会議」（滇西北旅游規劃会議）において、雲南省政府は麗江旧市街を世界文化遺産に申請することを決定した。UNESCO では、当該遺産を世界遺産として登録するに当たり、その管理に対する責任は各締約国に帰属することを明確に示し、当該締約国自身が遺産の保護を自国の総合計画の中に組み入れ、保護管理計画に基づき保護を行なうことを義務付けている。したがって、麗江旧市街地保護のためのより詳細な保護管理計画を策定し、世界遺産への登録環境を早急に整えることが必要になった。

ちょうどこうして保護管理計画策定に向け地元政府が動き出していた時期(1996 年 2 月 3 日)に、麗江をマグニチュード 7.0 の地震が襲った。このとき旧市街地も被災、一部の家屋が倒壊している。これを受け 3 月 1 日、雲南省政府は復旧計画の策定に着手、同年六月に「麗江古城中心地段恢復重建詳細規劃」（重建計画）を完成、早速実施した。麗江県政府自身が後に、この重建計画が「世界遺産申請の為の基礎固めとなった」（周・段 1996、33 頁）と述べていることからもわかるように、県政府は震災復旧作業に、単なる復旧としての意味だけでなく、旧市街地の伝統的な住宅建築を建替える際の具体的な規制・基準（外観・材質基準と高さ制限）を明示し、旧市街地の歴史的町並み景観を視覚的に整備するという積極的な意味も持たせていたのである。震災をひとつのきっかけとしてとらえ、悪化の一途をたどっていた都市景観を改善し、当時申請予定だった世界文化遺産に相応しい都市空間として整備を行う、という方針である。更にそうした歴史的町並み景観の整備を通して、将来の国際観光都市としての発展の基盤を固める、という大きな狙いもあったと言われている（周・段 1996、33 頁）。

さらに震災に伴う国際的な援助や報道の結果、それまで中国人にとってすら全く知名度のなかった麗江旧市街地が国内外に広く知られることとなった。

1.3 世界遺産登録の実現

地震の翌年（1997 年）、重建計画を発展させる形で「麗江大研古城保護詳細規劃」が策定された。これが、世界文化遺産に申請するために必要不可欠な、旧市街地全域を保護するための規制手段となる保護管理計画である。この計画の内容は基本的に重建計画の規制･誘導内容を踏襲しているが、保護対象範囲を旧市街地全域に拡大するとともに、特に保護が必要な歴史的・文化的価値の高い伝統的住宅建築（重点保護民居ならびに一般保護

民居）140 戸を具体的にリストアップし、重点的に保存することとしている。

こうした経緯を経て、1997 年 12 月 4 日、麗江旧市街地は UNESCO 世界遺産委員会により世界遺産リストへの登録が決定された。その際評価された麗江旧市街地の要素は以下のようなものであった（World Heritage Committee 1997a, p.47, World Heritage Committee 1997b）

① 地理・歴史的背景：中国西南部の商業的・戦略的に重要な場所に位置し、山岳地形に調和・適応してきた点。
② 歴史的都市景観：高い質と真正性を有する歴史的都市景観を現在も保持している点。
③ 建築様式：都市景観を構成する建築様式が、何世紀もの間に複数の文化に由来する要素が融合したことを顕著に示している点。
④ 上水道網：複雑で創意のある歴史的上水道網が現存し、現在も機能し続けている点。

このように、世界文化遺産としての評価の中心は、あくまで都市景観とそれを構成する住宅建築群ならびに土木構造物といった土木・建築工学面にあり、周辺の自然景観についてや、居住者の生活や文化、特にナシ族の伝統文化等については十分に評価がなされなかった。そこに居住し続けてきた人々の生活文化が、物理的な遺産の核となっていることが明示されなかったのである。このことは、後に示すように、麗江旧市街地の保護において、物理的遺産と人々の生活文化を切り離し、様々な問題を生じさせることとなった。ここが単体としての文化財を保護することとは決定的に異なる、人の住む歴史的市街地や伝統的集落を文化遺産として保護することの複雑さ、難しさなのである。



写真：麗江旧市街地（山村高淑 2005 年 3 月撮影）

2. 世界遺産登録と観光地化の影響

2.1 住民構成への影響

こうした 1997 年の世界遺産登録は、大きくふたつの効果をもたらした。それは、①麗江旧市街地の保護管理計画が策定され、町並み景観が整備されたこと、②「世界遺産」という強力な観光地ブランドにより、知名度が急上昇、観光客が急増したこと、である。このことは、地元政府のふたつの目論みが同時に成功したことを意味する。それは「文化遺産の保護」と「観光振興」のふたつである。特にその経済波及効果は非常に大きく、1995 年には年間約 70 万人だった麗江への入込客数は、2000 年にはおよそ 4 倍の約 260 万人となり、麗江に落ちた観光収入の総額は 1.6 億元（約 24 億円）からなんと 15 億元（約 225 億円）へと、およそ 9 倍の増加を見たのである（麗江納西族自治県旅游局、麗江市古城区旅游局提供の統計資料による。）。

しかしながら、その一方で、様々な弊害ももたらし始める。町並み保存のための規制により、現代式の住宅を建てようにも建てられない。大量の観光客が生活空間に入り込んでくるため、非常に騒々しい環境となる。こうした状況下、より現代的で便利な住宅、観光客の少ない静かな環境を求め、多くの旧市街地住民は新市街へ転出してしまった。そしてそれまで住んでいた住宅を、観光客相手に商売をしようと外部からやってきた人々に賃貸するようになった。その結果、旧市街地中心部では旧住民が著しく減少してしまった。

2.2 上水道網への影響

こうした、旧住民の減少、新住民の増加、大量の観光客の流入は、それまでの町の生活リズムに大きな変化をもたらした。例えば、その顕著な例に、1990 年代後半からの水環境の著しい汚染がある。網の目に広がる上水道網は世界遺産登録時にも評価された麗江旧市街地が有する重要な歴史遺産である。ここを流れる水は旧市街地から約 1km 北で湧出した水を引いてきたもので、歴史的にもずっと、飲料水として使用されてきた。しかしながら、今やこれを飲料に利用する住民はいないのである。もちろん、水道管の整備による新たな上水道網ができたことがその大きな理由のひとつではあるのだが、僅か数年の間に起こった急激な観光地化と居住者構成の変容によって、旧来の水利用の不文律がうまく機能しなくなってしまったことにも、注目すべきである。現地に滞在していると日常的に目にする光景であるが、レストランの厨房からは生ゴミが水路に投げ込まれたり、土産物屋を掃除したモップが洗われたりしている。観

光客もひどいもので、水路に痰を吐いたり、タバコを投げ捨てたりする。さらには麗江観光記念に水路に鯉や金魚を放流するという行為が流行し、もともと魚など住んでいなかった水路に今や魚が泳ぎ、観光客はこれに喜んで餌を与えている有様である。これではとても飲用には供せない。

「水路」という物理的な形・構造は保存されたが、その用途と流れる水は全く別物になってしまった。世界遺産登録時に評価された資産ですら、この状態なのである。

2.3 保護民居への影響

重点保護民居、一般保護民居なども大きく変容した。1997 年に指定された 140 の保護民居は、現在その大部分がゲストハウス（客栈）、レストラン、博物館、茶館などの観光施設となっている。麗江市政府は、旧市街地保護の原則として「歴史文化と現代化の調和、旧市街地保護と観光開発の調和」という項目を掲げており、修改築に際しては「外観は原状復元を目指すが、建築内部は現代生活の要求を満たすよう改造を進めることができる」と「麗江大研古城保護詳細規劃」に明記している（同計画 3-4 頁、14 頁）。このように考える根拠について、同計画では、「建築外観の保護と住民による合理的且つ現代的な建築の利用を結合してこそ、旧市街地のより良い保全につながり、持続可能な発展を実現できる」からであるとしている（同計画 4 頁）。そのためこうした保護民居も、その用途に応じて、内装やレイアウトが大幅に変更され、現代風のトイレが設けられたり、タイルなど現代の建築材料が使われたり、中庭を改造したりするようになっている。このように、世界遺産であるものの、本当の意味での伝統的な様式の建物があまり見られなくなってしまったのが現状である。また、こうした保護民居を利用した観光施設の経営者の多くも、実は旧住民ではなく、新たに外部から流入してきた人々が大半を占めている。

2.4 歴史都市保全の限界

麗江におけるこうした住民構成・上水道網・保護民居に関する事例は、歴史都市の保全が抱える課題を端的に示している。すなわち、都市空間の表層（ファサード。外側から見た建築景観）は物理的に確かに保存・継承されている。しかしながら、その用途や住民生活における位置付け・文化的、民族的意味は継承されていないのである。

都市空間を保全するために世界遺産として登録する。その結果、観光業が隆盛化する。そしてそのことが都市空間の用途や意味を変えて行く。もちろん、観光地化という道を採らずとも、人々の暮らし方は時代によって変化することは確かである。しかしながら、空間の用途や意味こそが、その空間を維持・継承していく地域社会の伝統と知恵であることもまた事実なのである。

麗江の行政当局ならびに住民も、まさにこの点で悩んでいる。数年前から、居民委員会（自治会）は共同井戸の前に、伝統的利用ルールを説明する掲示板を作成し、水利用ルールの徹底を呼びかけ始めた。また後述するが、麗江市政府は、2006 年 3 月より、「麗江古城保護条例」を施行、水路の水を汚染した者に罰則を適用するなど、具体的対策に乗り出した。

世界遺産登録と観光地化という現象をどう受け止め、その負の側面を如何に乗り越え、プラスに転換していけるのか。新・旧住民を含めた地域社会、そして我々旅行者、全てが真剣に考えなければならない事柄である。

3. 麗江をめぐる問題の所在

以上、世界遺産登録と観光地化のいくつかの弊害を紹介したが、ここで注意しなくてはならないのは、何が問題なのか、ということである。そもそも、麗江はナシ族の政治・経済・文化の中心都市であったわけだが、茶馬古道の交易都市でもあり、ナシ族を中心に様々な周辺民族が住んできた都市である。人口構成上、常にナシ族が過半数ではあったことは確かだが、同時に、他民族が混住し続けてきたことも事実である。とすれば、現代における観光産業の隆盛化に伴う商売人の流入も、これまでの交易都市としての歴史からすれば、特別なことではないのだ。

問題は、こうした変化があまりにも急激に起こってしまっていること、そしてそうした人口流動のあまりの早さに、コミュニティがコミュニティとして機能しなくなり、暮らしのルールや制度上の仕組みが追いつかなくなってしまっていることにある。こうした観点から考えていけば、短期的な論点は、観光産業の過度の加熱と、商売人・観光客を含めた人口の急激な流入をどうコントロールするのか、ということであり、長期的な論点は、「地域住民」の概念、範囲をどう考えるのか、ということになっていくと考えられる。

前者については、旧市街地の過剰な商業化に歯止めをかけるため、2005 年 12 月より麗江市政府は、①旅館、②カフェ・バー、③レストランという三種の業種について、新規の営業許可証を発行しないこととし、これ以上店舗数が増えないよう、

調整を開始した。また、入込客数については、麗江旧市街地は城壁や柵で囲まれているわけではないので、城門を閉めるわけにも行かず、制限は非常に難しいのが現状で、直接的に入込客数をコントロールする方策は取られていない。間接的方法としては、①ホテル代、観光スポットの入場料等の価格を上昇させる、②ホテル予約の制限をかける、という二点で対応がなされている。しかしながら、宿泊料の上昇以上に中国人旅行者が経済的に豊かになっていることや、こうした制限を開始時期より早く、大量のホテルが営業を開始してしまっているため、そもそもベッド数が大量にあること、日帰り観光客もいることなどから、入込客数は依然増加傾向にあり、決定的な策とはなっていない。

後者の「地域住民」の概念についてだが、麗江の先住民は確かにナシ族である。しかし、麗江の歴史を形作ってきたのはナシ族だけではない。そして現在の麗江に責任を持つべきなのもナシ族だけではない、という点が重要になる。現在居住している人々、商売に携わる人々、さらには観光客…麗江で暮らす時間に長短の差こそあれ、全て広義の「麗江の住民」と考えることが相応しいのではないか。言い方を変えれば、文化遺産の保護、観光地化の負の影響の是正､こうしたこと全てに、これら広義の住民が責任を持たなければならないのだ。こうした動態的な社会の発想が極めて重要だと思う。地域の振興は観光客や商売人など含めて、一緒に議論するべきだし、そうしなければ解決できないほど、事態は複雑になってしまっているのだ。

しかし事はそう単純ではない。観光客はあくまで短期間宿泊する人間であり（場合によっては日帰りもある）、麗江の長期的利益を十分理解するのは難しいし、そもそも興味自体無い人が大半であろう。商売人も麗江に永住しようと言う覚悟のある人は希で、一山当てれば荷物を纏めて次の景気の良い場所へ行って商売をしようとする人が大半である。なぜなら、観光業は季節変動や流行り廃りが激しいため、いつでも引き上げることができるような商売をすることが賢明だと考えられているためである。一方、先住民族のコミュニティも、どんどん変容している。若者やお金持ちの人々は職や新たな住宅を求め外に出て行き、その結果、旧市街地に残っている人々は高齢者や経済的に貧しい人が多い。コミュニティ自体に活力が無くなって来ているのだ。

なお、麗江市政府は 2004 年 1 月から、旧住民を旧市街地に住み続けさせる、あるいは呼び戻す政策として、「恵民政策」を開始した。これは、世界遺産登録以前から旧市街地に住んでいた人で現在も済み続けている人、または、世界遺産登録以前に旧市街地に住んでいた人で、既に旧市街地外に転居した人が、再度旧市街地に戻って住み始めた場合に、該当者に毎月 1 人当たり 10 元（約 150 円）を給付するというものである。

このようにして「先住民」を定義することが、果たして良いのかどうか？現地では様々な議論を呼んでいる。それに加えて、もしもともと済んでいた部屋を商売人に賃貸すれば、1 月あたり軽く数百元の家賃収入が入るわけだから、この「恵民政策」の実効性は非常に弱いのが現状である。

1997 年の世界遺産登録から 10 年。麗江旧市街地は解決すべき多くの問題に直面している。今後、麗江旧市街地をどのように保全すべきなのか。少数民族文化、先住民族文化をどのように守り継承していくのか。中国政府、地方政府、地域住民、納西族自身が協力して未来を切り開いていくしかないのである。私たちの研究成果がこうした問題を解決しいくうえでの一助になれば幸いに思う。

【参考文献】

1) 中華人民共和国建設部（1990）『中華人民共和国城市規劃法解説』.
2) 雲南省城郷規劃設計研究院・麗江県城建局（1997）「麗江大研古城保護詳細規劃」.
3) 周鴻・段松廷（1996）「把麗江建設成為国際旅游城市」雲南城市規劃, 1996.4, pp.32-33.
4) World Heritage Committee (1997a) *Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage*, Report of the 21st Session of the Committee.
5) World Heritage Committee (1997b) *Justification for Inscription: The Old Town of Lijiang*, Report of the 二一 st Session of the Committee, p.41, UNESCO (WHC-97/CONF.208/17).
6) 全国人民代表大会常務委員会(1982／2002 改正)『中華人民共和国文物保護法』.
7) 全国人民代表大会常務委員会(1989)『中華人民共和国城市規劃法』.

*1 北京大学城市與環境学院城市與区域規劃系・副教授
*2 北海道大学観光学高等研究センター・准教授